



学校で行う医療的ケアについて



～子どもたちの健康で安全な成長のために～



久留米市教育委員会では、看護師の配置を行い、医療的ケアが必要なお子さんに対して、本人の教育的ニーズに応じた学びの場において医療的ケアを実施しています。



「学校で行う医療的ケア」とは何ですか？

- ・痰の吸引
- ・経管栄養
- ・人工呼吸器による呼吸管理
- ・導尿など

児童生徒が日常生活を送るうえで継続的に必要な医療的な生活援助行為のことです。

学校は、病院や家庭とは環境が異なります。

学校で行う医療的ケアは、児童生徒の健康状態が安定し、医師のいない環境でも看護師が安全に実施できるものであることを前提に、健康状態、主治医や指導医の指導助言などを踏まえて個別に判断されます。

詳しくは
こちら→



<https://me-qr.com/f/naiyou>



医療的ケアが必要な児童生徒が在籍するのは、特別支援学校だけではないのですか？

就学先や学びの場は、児童生徒の特性などを踏まえ、就学相談を経て、保護者との合意形成を図ったうえで決定します。

そのため、医療的ケアの有無にかかわらず、児童生徒の状態等により、特別支援学校ではなく、小中学校の特別支援学級や通常の学級で学ぶこともあります。

学校において看護師による医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校には看護師配置の検討、準備を行います。



お問い合わせ先：久留米市教育委員会 学校教育課

TEL：30-9217 FAX：30-9719 mail：gakkyo@city.kurume.lg.jp



医療的ケアは誰が行うのですか？

久留米市が委託した訪問看護事業所の看護師が、学校配置看護師として、主治医からの指示書に基づいて行います。



医療的ケアが必要な児童生徒と関わった経験がありません。学校にはいろんな児童生徒がいますが、安全に対応できるのでしょうか？

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

この法律では、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても、適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講じることが求められています。

医療的ケアを実施するのは、委託により学校に配置された看護師ですが、安全に実施するためには、全教職員の共通理解と学校の体制づくりが不可欠です。

安全な医療的ケア実施のために学校で行うことは、こちらをご覧ください。



<https://me-qr.com/f/gakkou>



看護師が実施する医療的ケアに、学校はどのように関わるとのでしょうか？

医療的ケアが実施されるまでの手続きや、安全な実施のための校内体制づくりなどが必要です。

実施手続きについては、こちらをご覧ください。→



<https://me-qr.com/f/tetsuzuki>





医療的ケア実施のために、看護師以外にも学校に関わる人がいるのでしょうか？

学校の教職員や看護師だけでなく、主治医や指導医などたくさんの人が連携して医療的ケアを行います。詳しくは最後のページをご覧ください。

学校における医療的ケアが、安全に実施できるよう、保護者や学校配置看護師の役割を明確にしています。

保護者の役割についてはこちら→



<https://me-qr.com/f/hogosya>

学校配置看護師の役割についてはこちら→



<https://me-qr.com/f/kangoshi>

小中学校に対しては、久留米市と久留米大学との連携により、看護師を配置して医療的ケアを行う校内体制づくり（職員研修・校内環境整備）について、指導や助言をいただく体制を整えています。



学校に医療的ケアが必要な児童生徒が入学するかどうかは、いつどのようにしてわかりますか？

就学先や学びの場は、就学相談を経て、保護者と合意形成を図ったうえで決定します。

学校において医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する可能性がある学校には、合意形成の進捗状況に応じて市教育委員会の担当から連絡し、看護師配置の検討、準備を行います。



学校での医療的ケアが安全に実施できるように配慮されているのですね。

学校での医療的ケアが安全に実施できることで、対象の児童生徒をはじめ全ての児童生徒の学びが深まり、将来豊かな社会生活を送ることにつながります。

教職員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



